

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:環境部

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令 適用条項
1	環境部	未来環境推進課	H21.5.21	平成21年度地球温暖化防止対策等普及啓発事業委託	9,397,500	長崎市元船町17番1号 財団法人ながさき地域政策研究所 理事長 脇田 安大	当該法人は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第24条第1項の規定に基づいて、知事が長崎県地球温暖化防止活動推進センターとして指定した法人である。 上記の指定は地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的に設立された法人のうち、同条第2項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものとして、都道府県で1箇所に限って指定できると規定されている。また、指定にあつては、知事が公募を実施し、有識者等による評価委員会で厳正な審査が実施された。 よって、当該指定を受けていない者に当該業務を委託することは同法の趣旨からして適当でないため。	第167条の2 第1項 第2号
2	環境部	未来環境推進課	H21.8.14	平成21年度一般住宅用太陽光発電設備整備促進事業に係る受付・審査業務委託	1,232,813	長崎市五島町3-3プレジエント長崎206号 特定非営利活動法人環境カウンセリング協会長崎 理事長 宮原 和明	住宅向けの太陽光発電設備設置補助制度については、国が平成21年1月から「住宅用太陽光発電導入支援対策補助金」を実施しており、本県においては、「特定非営利活動法人 環境カウンセリング協会長崎」が、唯一の受付窓口として指定されている。 県が創設する補助制度は、補助を申請される方が先行して実施している国の補助と併せて利用することを考えており、補助の対象となる設備や提出書類等については、制度的に国の事業に準じて定められている。 上記法人は、国事業において審査の実績があり、申請も含めて県の補助制度の相談や指示において、円滑な業務遂行ができるとともに、国の受付機関と県の受付機関を一本化することにより、申請者の利便性が高くなる。 このため、本契約の相手方を、上記法人に特定するものである。	第167条の2 第1項 第2号
3	環境部	未来環境推進課	H21.9.1	地球温暖化防止対策等の新聞広告掲載業務	1,300,000	長崎市茂里町3-1 株式会社 長崎新聞社 代表取締役社長 本村 忠廣	「地球温暖化対策」を県民に広くお知らせするため、県下全域を発行エリアとし、発行部数が多く、今回の環境企画でより効果的に普及啓発が可能な「長崎新聞」に掲載することが適当であり、目的のサービスを調達できる業者として特定されるため。	第167条の2 第1項 第2号
4	環境部	未来環境推進課	H21.11.17	平成21年度「みんなで止めよう温暖化」テレビスポット制作・放送業務	2,200,000	長崎市茂里町3番2号 長崎文化放送株式会社 代表取締役社長 前原 晃昭	・テレビ番組の制作・放送を手がけ、県内の全域を放送エリアとしており、効率的な広報活動が期待できる県内の民放放送局4社を競争参加者とし、4社全てから企画提案書の提出があった。 ・企画提案書を審査した結果、長崎文化放送(株)(NCC)の企画が採択されたため、同社と契約を行った。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令 適用条項
5	環境部	未来環境推進課	H21.11.20	平成21年度古紙類等リサイクル率向上開発事業	1,614,375	長崎市小江町1-10 協業組合 長崎市古紙リサイクル回収機構 代表理事 岩永 隆史	本業務は、古紙類等の再使用・再生利用にかかるより効率的な手法を確立し、古紙の分別収集・選別などを行う事業者等が、当該手法をもって健全に業を営むことにより、本県における古紙類等の再使用・再生利用を促進し、併せて、地域求職者等を対象とした継続的な雇用機会を創出することを目的としている。 そのため、ゴミゼロながさき実践計画に掲げる「ゴミゼロ県民運動」の一つである「事業系古紙リサイクルの推進」に関する取組を担う「ながさきオフィスエコクラブ」の構成団体として、古紙の分別収集、選別及び圧縮を行っている「協業組合長崎市古紙リサイクル回収機構」を相手として随意契約を締結する。 なお、当該組合は、平成21年度長崎県企画提案型ふるさと雇用再生特別基金事業に本事業企画を提案し、採択されたものである。	第167条の2 第1項 第2号
6	環境部	未来環境推進課	H22.2.16	長崎県未来環境条例関係テレビスポット製作・放送業務委託	2,000,000	長崎市上町1-35 株式会社 長崎放送 代表取締役社長 上田 良樹	・テレビ番組の制作・放送を手がけ、県内の全域を放送エリアとしており、効率的な広報活動が期待できる県内の民放放送局4社を競争参加者とし、4社全てから企画提案書の提出があった。 ・企画提案書を審査した結果、(株)長崎放送(NBC)の企画が採択されたため、同社と契約を行った。	第167条の2 第1項 第2号
7	環境部	水環境対策課	H21.10.16	浄化槽設置届フォローアップ業務委託	14,400,000	西彼杵郡長与町 平木場郷509番地 財団法人長崎県浄化槽協会 理事長 岩藤 守	浄化槽の設置、廃止等にあたっては(財)長崎県浄化槽協会を経由して知事に届出等を行う必要があり、協会及び保健所で台帳を管理している。しかしながら保健所台帳、協会台帳、現地の実態が一致していない箇所があるため、この照合を行うのが浄化槽設置届フォローアップの業務内容である。 (財)長崎県浄化槽協会は浄化槽法に基づく法定検査の指定検査機関であり、台帳を管理しているだけでなく現地の状況にも特に精通している。 県内に同等の性格・能力を有する団体は他にない。	第167条の2 第1項 第2号
8	環境部	自然環境課	H21.4.1	平成21年度「対馬の森」管理運営業務委託	2,500,000	東京都台東区下谷3丁目10-10 (財)自然環境研究センター 理事長 多紀保彦	管理運営については、施設及び展示物の維持管理のみではなく「対馬自然の森」を訪れる利用者に対する自然解説を行うと共にツシマヤマネコ等野生生物に関する調査及び資料収集等を行う必要がある。左記財団は野生生物に専門的知識を有する専門員を有し一般企業のような利潤を追求しないため安価な価格で委託が可能。ことにツシマヤマネコに関しては環境省から長年にわたり生息状況調査等を業務を請け負い国内で受託者よりも専門知識を有する団体は他に見あたらないため。	第167条の2 第1項 第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:環境部

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令 適用条項
9	環境部	自然環境課	H21.4.1	雲仙公園内公衆便所 清掃委託	1,417,500	雲仙市小浜町雲仙320 (財)自然公園財団雲仙支部 所長 君野昌二	左記財団は国立公園の美化管理及び啓蒙普及に 従事する全国組織で、常時、雲仙天草国立公園雲 仙地区内で美化活動を行っている。観光シーズン等 緊急に公衆トイレの清掃が必要となる事が多いが、 そうした際に迅速な対応が可能である。また、雲仙 地区には同業者もいなく見積業者が特定され、本契 約の履行が可能な唯一の者である。	第167条の2 第1項 第2号
10	環境部	自然環境課	H21.4.1	平成21年度傷病野生 鳥獣の飼育管理等業 務委託	4,000,000	諫早市貝津町3031 (社)長崎県獣医師会 会長 竹下正興	県北地域を除く(地域においては、長崎県獣医師会 のある諫早市に救護センターを設置しており、動物 医療に関する資格と専門的知識及び技術をもった 会員(獣医師)を県下全域に有する公益法人であ り、本事業を遂行するうえで適正かつ迅速な救護が でき、実績も十分評価できるため。	第167条の2 第1項 第2号
11	環境部	自然環境課	H21.4.1	平成21年度傷病野生 鳥獣の飼育管理等業 務委託	2,000,000	佐世保市八幡町1-10 佐世保市長(亜熱帯動植物 園)	県北地域においては亜熱帯動植物園の敷地内にレ スキューセンターを設置しており、多種多様な鳥獣 を飼育し、傷病野生鳥獣の処置方法など専門的知 識及び技術を有する職員が配置されており適正か つ迅速な救護ができ実績も十分評価できるため。	第167条の2 第1項 第2号
12	環境部	自然環境課	H21.4.21	平成21年度ながさき の希少な野生動植物 改訂業務委託	3,750,000	長崎市文教町1-14長崎大 学教育学部生物学教室内 野生生物研究会 会長 中西弘樹	本業務の実施には県内の野生動植物の生息・生育 状況等について熟知していることが必要である。受 託者には長崎県生物学会に在籍する者が多く、会 員はそれぞれの分野で専門的知見及び調査技術を 有し、限られた期間で調査結果を出すためには、各 会員のこれまで蓄積した経験や調査データを必要と し、他に県内の野生生物に関する情報を持った者は なく、本事業を遂行するうえで必要不可欠の団体で あるとともに、県内には他に本業務を遂行できる団 体はいない。また、受託 者は平成12年度の作成作業に関わった者が多く、 野生動植物の現状について当時との比較ができ、 正確な調査結果を得ることができる。なお、受託者 は非営利団体であり、一般企業のような利潤を追求 しないため安価な価格での委託が可能であるため。	第167条の2 第1項 第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:環境部

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令 適用条項
13	環境部	自然環境課	H21.5.20	平成21年度対馬地区 ネコ適正飼養推進事 業業務委託	2,000,000	諫早市貝津町3031 (社)長崎県獣医師会 会長 竹下正興	本委託業務は環境省委託事業「希少野生動植物種 保護増殖事業(ツシマヤマネコ)委託業務実施要 領」に基づくもので、動物医療に関する資格と専門 的知識及び技術を持った獣医師が複数名必要であ る。本業務の実施地域にあたる対馬市において、会 員(獣医師)を複数有する受託者以外に本業務を実 施可能な団体がいないため。	第167条の2 第1項 第2号
14	環境部	自然環境課	H21.6.17	エコツアー・コーデ ィネーター育成事業(平 戸地区)業務委託	3,500,000	平戸市岩の上町1473 (社)平戸観光協会 会長 籠手田恵夫	受託者は、平戸市全域における観光資源の保全・ 開発の促進、観光客の誘致宣伝、観光情報の収集 伝達、旅行業法に基づく旅行業を目的とする社団法 人であり、現在取り組まれている歴史・史跡ガイドや グリーンツーリズムに加え、海洋レクリエーションや 自然観察等への展開を目指していることからエコツ アーの企画・運営・販売を独自の財源で業として実 践できる人材の育成を将来的に目指す本事業の委 託先として最適である。 また、会員として市内各地の観光協議会や旅館・ホ テル、商店、ガイド組織などが加盟しており、各業種 が連携した総合的なエコツアーの企画・実施が可能 である。 さらに、平戸地区に同等の性格・能力を有する団体 は他にいないため。	第167条の2 第1項 第2号
15	環境部	自然環境課	H21.6.18	エコツアー・コーデ ィネーター育成事業(小 値賀地区)業務委託	3,500,000	北松浦郡小値賀町笛吹郷27 91番地13 (株)小値賀観光まちづくり公 社 代表取締役 小辻隆次郎	受託者は旅行業法に基づく旅行業、自然体験・生活 文化体験等各種体験プログラムの企画・販売、体験 プログラムに関する人材育成、観光・物産に関する 営業・広報・窓口業務を目的としており、従来から取 り組んできたアイランドツーリズムの更なる展開を 目指していることから、エコツアーの企画・運営・販売 を独自の財源で業として実践できる人材の育成を 将来的に目指す本事業の委託先として最適である。 また、従来から非営利活動として自然体験活動を推 進してきたNPO法人おぢかアイランドツーリズム協 会との連携・協力が可能である。 さらに、小値賀地区に同等の性格・能力を有する団 体は他にいないため。	第167条の2 第1項 第2号

平成21年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名:環境部

H22.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令 適用条項
16	環境部	自然環境課	H21.6.30	エコツアー・コーディネーター育成事業(島原半島地区)業務委託	3,500,000	雲仙市小浜町北本町14-39 島原半島観光連盟 会長 石田直樹	本事業は、島原半島全体の観光業や関連産業、グリーンツーリズム、自然・歴史等のガイドの実態等を幅広く把握している団体が、これらの関係事業者等の協力を得ながら業務を実施することが必要不可欠である。 受託者は半島全体の観光資源の宣伝、観光旅行者の誘致促進、観光情報の収集・提供等を目的に設立され、島原・雲仙・南島原の3市や島原温泉・雲仙・小浜温泉の各観光協会をはじめ、各旅館組合、各商工会、農協、マスコミ各社などが会員となっており、半島全体の幅広いエコツーリズムの企画・調整・実施を目的とする本業務の委託先として最適である。 また、島原半島全体をカバーする団体に同様の性格と能力を有する団体はほかにいないため。	第167条の2 第1項 第2号
17	環境部	廃棄物対策課	H22.1.27	産業廃棄物安定型最終処分場ボーリング調査等業務委託	7,560,000	長崎市赤迫1丁目3-2 応用地質株式会社長崎支店 支店長 川原 幸男	最終処分場内に違法に埋立てられた廃棄物の範囲、量及び種類並びに処分場内部保有水の状態等を緊急的に調査する必要があり、調査を実施するにあたっては秘密情報が当事者等へ漏洩することを防止しなければならないため。	第167条の2 第1項 第2号